

## 国の審議会等における女性委員割合の目標について

平成 18 年 2 月 1 日  
男女共同参画局推進課

### 1. 経緯

国の審議会等における女性委員の登用については、これまで、平成 12 年 8 月に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「2005 年度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」ことを目指してきた。平成 17 年 9 月 30 日現在の調査では、女性委員割合は 30.9%となり、期限より半年早く 30%の目標を達成したところである。

第二次男女共同参画基本計画において、「国の審議会等委員について新たな目標設定を検討する」とされていることから、現在の目標の期限である年度末までに新たな目標を設定する必要がある。

### 2. 資料

- ① 「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(平成 17 年 11 月公表)
- ② 審議会等委員における兼職の状況
- ③ 過去の目標設定の変遷
- ④ 地方公共団体における目標設定の状況
- ⑤ 審議会等へ女性を登用するための諸外国の取組例
- ⑥ 女性委員が増加したことによる効用
- ⑦ 女性委員の登用に当たって苦労している点
- ⑧ 委員公募制の実施状況

## 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成17年11月

内閣府男女共同参画局

- 1 国の審議会等における女性委員の割合については、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」ことを目指している。
  
- 2 平成17年9月30日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況について、調査を行った結果は以下のとおりであった。
  - (1) 国の審議会等委員1,792人のうち、女性は554人で、女性委員の占める割合は30.9%(平成16年9月30日現在28.2%)であり、平成17年度末までの目標である30%を達成(表1)。
  - (2) 女性委員を含む審議会等は104のうち103で、全体の99.0%(平成16年9月30日現在103のうち102、99.0%)(表1)である。
  - (3) 女性委員の占める割合が30%以上の審議会等は76で、全体の73.1%(平成16年9月30日現在55、全体の53.4%)である(表2)。
  - (4) 環境省(33.3%)、総務省(32.8%)、財務省(32.7%)、国土交通省(32.1%)、農林水産省(31.5%)、内閣府(31.1%)、金融庁(31.1%)、文部科学省(31.1%)、厚生労働省(30.1%)が目標である30%を達成。外務省(20.0%)、法務省(24.5%)、防衛庁(28.6%)、経済産業省(29.8%)が30%を未達成(表4)。
  - (5) 財務省及び環境省においては、すべての審議会等で30%以上となっている。
  - (6) 会長が女性の審議会は104のうち2である(法制審議会、国税審議会)。
  - (7) 委員の種類別に女性委員の参画状況をみると、職務指定3.8%、団体推薦13.8%、その他32.6%となっており(表5)、職務指定による委員に占める女性の割合は依然低くなっている。

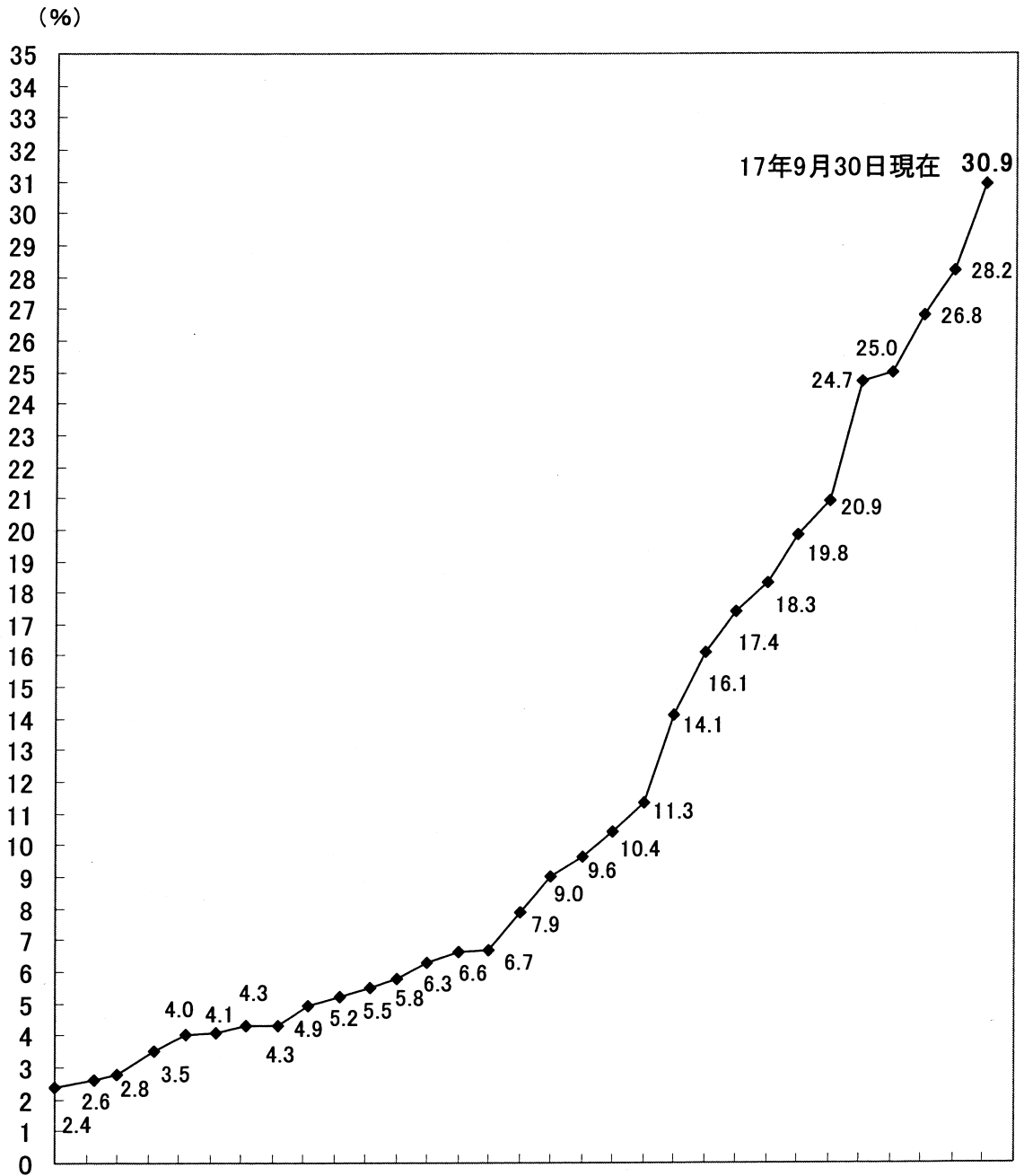
表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

調査時点	審議会総数	女性委員を含む審議会数	女性委員を含む審議会の割合(%)	委員総数(人)	女性委員数(人)	女性委員の割合(%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
平成元年3月31日	203	121	59.6	4,511	304	6.7
2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び54条に基づく国の審議会等（平成17年9月末現在、停止中のもの、委員が選任されていないもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。）を対象に、内閣府が調査した。

## 図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

平成17年度末（平成18年3月末）までの目標値30%を達成



昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平  
 和和和和和和和和和和和和和和和成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成  
 5051525354555657585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 101112131415161718  
 年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年

表2 女性委員の占める割合が30%以上の審議会等

内閣府 (9/14)	財務省 (5/5)	経済産業省 (5/9)
国民生活審議会 民間資金等活用事業推進委員会 内閣府独立行政法人評価委員会 中央障害者施策推進協議会 地方制度調査会 情報公開・個人情報保護審査会 沖縄振興審議会 道路関係四公団民営化推進委員会 規制改革・民間開放推進会議	財政制度等審議会 関税・外国為替等審議会 関税等不服審査会 財務省独立行政法人評価委員会 国税審議会	産業構造審議会 消費経済審議会 日本工業標準調査会 計量行政審議会 化学物質審議会
	<b>文部科学省 (7/11)</b>	<b>国土交通省 (11/13)</b>
	科学技術・学術審議会 放射線審議会 中央教育審議会 教科用図書検定調査審議会 大学設置・学校法人審議会 文化審議会 宗教法人審議会	国土審議会 社会資本整備審議会 交通政策審議会 運輸審議会 中央建設工事紛争審査会 土地鑑定委員会 中央建築士審査会 航空・鉄道事故調査委員会 国土交通省独立行政法人評価委員会 奄美群島振興開発審議会 小笠原諸島振興開発審議会
<b>防衛庁 (1/4)</b>		
自衛隊員倫理審査会		
<b>金融庁 (5/6)</b>	<b>厚生労働省 (9/12)</b>	
金融審議会 証券取引等監視委員会 自動車損害賠償責任保険審議会 公認会計士・監査審査会 企業会計審議会	厚生科学審議会 労働政策審議会 医道審議会 薬事・食品衛生審議会 厚生労働省独立行政法人評価委員会 中央最低賃金審議会 労働保険審査会 疾病・障害認定審査会 援護審査会	
<b>総務省 (10/11)</b>		<b>環境省 (4/4)</b>
国地方係争処理委員会 電気通信事業紛争処理委員会 電波監理審議会 総務省独立行政法人評価委員会 恩給審査会 政策評価・独立行政法人評価委員会 情報通信審議会 郵政行政審議会 統計審議会 消防審議会		中央環境審議会 公害健康被害補償不服審査会 有明・八代総合調査評価委員会 環境省独立行政法人評価委員会
<b>法務省 (2/5)</b>	<b>農林水産省 (7/8)</b>	
中央更生保護審査会 法制審議会	食料・農業・農村政策審議会 農林物資規格調査会 農業資材審議会 獣医事審議会 農林漁業保険審査会 林政審議会 水産政策審議会	
<b>外務省 (1/2)</b>		
外務人事審議会		
		計 76/104

**表3 女性委員の占める割合が30%未満の審議会等**

<b>内閣府 (5/14)</b>	<b>文部科学省 (4/11)</b>
食品安全委員会 原子力委員会 原子力安全委員会 衆議院議員選挙区画定審議会 税制調査会	宇宙開発委員会 国立大学法人評価委員会 文部科学省独立行政法人評価委員会 原子力損害賠償紛争審査会
<b>防衛庁 (3/4)</b>	<b>厚生労働省 (3/12)</b>
防衛施設中央審議会 防衛人事審議会 防衛調達審議会	社会保障審議会 中央社会保険医療協議会 社会保険審査会
<b>金融庁 (1/6)</b>	<b>農林水産省 (1/8)</b>
金融機能強化審査会	農林水産省独立行政法人評価委員会
<b>総務省 (1/11)</b>	<b>経済産業省 (4/9)</b>
地方財政審議会	経済産業省独立法人評価委員会 総合資源エネルギー調査会 工業所有権審議会 中小企業政策審議会
<b>法務省 (3/5)</b>	<b>国土交通省 (2/13)</b>
司法試験委員会 検察官適格審査会 検察官・公証人特別任用等審査会	中央建設業審議会 国土開発幹線自動車道建設会議
<b>外務省 (1/2)</b>	
外務省独立行政法人評価委員会	

計 28/104

表4 府省庁別女性委員の参画状況

(平成17年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数				職務指定			団体推薦			その他		
	総数	女性 含む	総数	女性	割合(%)	平成16年 割合(%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合
内閣府	14	14	209	65	31.1	30.5	14	0	0.0	6	0	0.0	189	65	34.4
警察庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛庁	4	4	35	10	28.6	25.7	0	-	-	0	-	-	35	10	28.6
金融庁	6	6	74	23	31.1	23.1	0	-	-	4	0	0.0	70	23	32.9
総務省	11	11	137	45	32.8	29.4	1	0	0.0	3	1	33.3	133	44	33.1
法務省	5	4	53	13	24.5	22.2	10	0	0.0	5	0	0.0	38	13	34.2
外務省	2	2	20	4	20.0	26.8	0	-	-	0	-	-	20	4	20.0
財務省	5	5	113	37	32.7	30.7	4	0	0.0	0	-	-	109	37	33.9
文部科学省	11	11	241	75	31.1	30.3	0	-	-	22	5	22.7	219	70	32.0
厚生労働省	12	12	266	80	30.1	28.3	2	0	0.0	30	4	13.3	234	76	32.5
農林水産省	8	8	178	56	31.5	31.1	0	-	-	3	0	0.0	175	56	32.0
経済産業省	9	9	188	56	29.8	24.3	3	0	0.0	1	1	100.0	184	55	29.9
国土交通省	13	13	215	69	32.1	26.2	19	2	10.5	6	0	0.0	190	67	35.3
環境省	4	4	63	21	33.3	30.0	0	-	-	0	-	-	63	21	33.3
合計	104	103	1,792	554	30.9	28.2	53	2	3.8	80	11	13.8	1,659	541	32.6

表5 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成17年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	その他
委員総数(A)	1,792人	53人	80人	1,659人
女性委員(B)	554人	2人	11人	541人
女性比率(B/A)	30.9%	3.8%	13.8%	32.6%



(参考1)

## 国の審議会等における専門委員等の女性委員の割合

国の審議会等における専門委員等の女性委員の割合については、平成12年8月15日の男女共同参画推進本部決定において「審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。」とされている。専門委員等の女性委員割合は以下のとおりとなっている。

\* 専門委員等とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

### 1. 女性の参画状況の推移

	専門委員等総数	女性	割合 (%)
平成13年9月30日	7,201 人	763 人	10.6%
平成14年9月30日	8,114 人	935 人	11.5%
平成15年9月30日	8,815 人	1,091 人	12.4%
平成16年9月30日	9,885 人	1,180 人	11.9%
平成17年9月30日	9,039 人	1,165 人	12.9%

### 2. 府省庁別参画状況

府省庁	専門委員等数		
	総数	女性	割合 (%)
内閣府	610	80	13.1
警察庁	-	-	-
防衛庁	-	-	-
金融庁	203	14	6.9
総務省	407	25	6.1
法務省	64	4	6.3
外務省	-	-	-
財務省	180	18	10.0
文部科学省	2,323	378	16.3
厚生労働省	1,234	233	18.9
農林水産省	492	93	18.9
経済産業省	2,306	172	7.5
国土交通省	708	88	12.4
環境省	512	60	11.7
合計	9,039	1,165	12.9

(参考2)

## 国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成 12 年 8 月 15 日

男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、今般、平成8年5月21日に男女共同参画推進本部で決定された当面の目標である「20%」を達成した。

今後は、「20%」を達成した実績を踏まえ、平成17年(西暦2005年)度末までのできるだけ早い時期に、ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である「30%」を達成するよう鋭意努めるものとする。

なお、審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。

こうした取組を計画的に進めるため、各審議会の女性委員の人数及び比率等を定期的に調査・分析・公表することとする。

## 審議会等委員における兼職の状況

○ 兼職を除いた女性委員総数（平成 17 年 9 月 30 日現在）

420 人（延べ人数は 554 人）

うち、2つの審議会等を兼職している委員 64 人

3つの審議会等を兼職している委員 20 人

4つの審議会等を兼職している委員 10 人

兼職割合は 41.2%（554 ポスト中、兼職委員が 228 ポストを占める）

（参考）審議会委員における兼職を除いた委員数（平成 16 年 7 月 1 日現在）

1,132 人（延べ人数 1,702 人）

うち、2つの審議会等を兼職している委員 170 人

3つの審議会等を兼職している委員 56 人

4つの審議会等を兼職している委員 13 人

5つの審議会等を兼職している委員 2 人

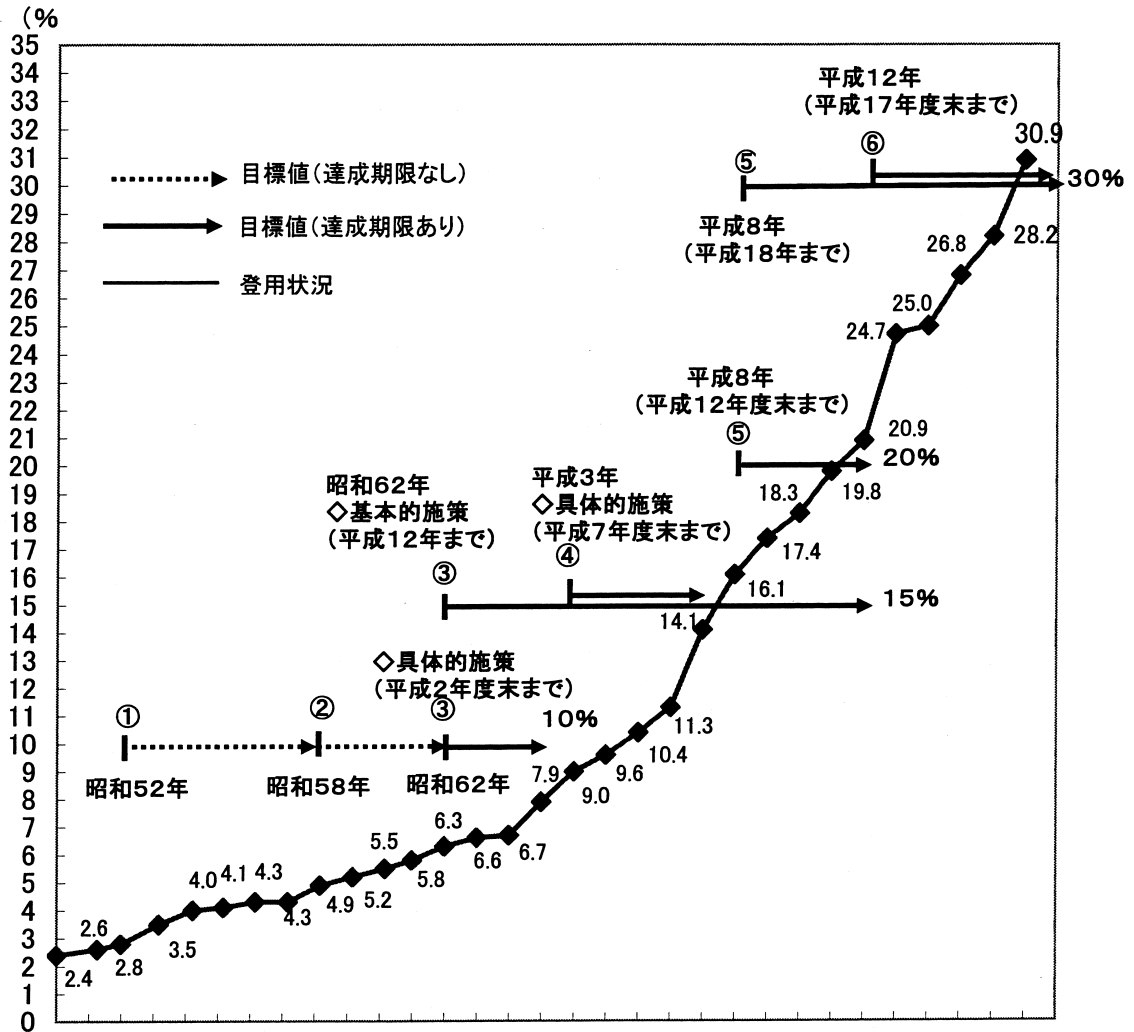
兼職割合は 33.5%（1,702 ポスト中、兼職委員が 570 ポストを占める）

審議会等委員への女性の登用についての数値目標の変遷

時期	目 標	根 拠	現 状	達成状況	背景等
昭和52年6月	政府全体として10%程度への引上げをめざす	「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」(婦人問題企画推進本部決定)	2.8%	平成5年3月末に女性委員の割合が10.4%に達する	昭和50年の第1回世界女性会議における「世界行動計画」の採択を受け、日本でも昭和52年1月に「国内行動計画」を策定。その中で政策決定への婦人の参加促進が重要な柱の一つとして掲げられ、その具体的推進のため52年6月に「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」を本部決定。
昭和58年1月	昭和60年度末までに原則各審議会に新たに7名登用する等により、今後とも政府全体として10%となるよう、さらに鋭意努力	婦人問題企画推進本部幹事会申し合せ	4.3%	〃	昭和55年の第2回世界女性会議における「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の後期重点目標を策定。その中で「国内行動計画」委員の割合は除々に増加したとはいえ、当初目標に及ばずと評価、「政府全体として10%とすよう一層の努力を払う」とした。
昭和62年5月	西暦2000年における割合について政府全体として15%を目指す(基本的施策) (65年度末までに)10%の実現を目指す(具体的施策)	「西暦2000年に向けての国内行動計画」(婦人問題企画推進本部決定)	6.3%	平成8年3月末に女性委員割合が15.5%に達する	昭和60年の第3回世界女性会議における「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択を受け、日本でも昭和62年に「西暦2000年に向けての国内行動計画」を策定。
平成3年5月	西暦1995年までに少なくとも30%にまで増やすというナイロビ将来戦略勧告をも踏まえ2000年における割合の飛躍的な上昇を目指す(基本的施策) およそ5年間(平成7年度末)に総体として15%とすることを目標(具体的施策)	「西暦2000年に向けての国内行動計画(第1次改定)」(婦人問題企画推進本部決定)	9.0%	平成8年3月末に女性委員割合が15.5%に達し目標を初めて達成	平成2年の国連経済社会理事会において「ナイロビ将来戦略勧告」が採択され、1995年までに指導的地位に就く女性の割合を少なくとも30%まで増やすとされたことを踏まえ、日本で平成3年5月に改定された「国内行動計画」においては、目標達成年度が5年早められ、平成7年度までに15%とされた。
平成8年5月	今後は国際的な目標である30%をおよそ10%程度の間に達成するよう引き続き努力。 当面、平成12年(西暦2000年)度末までのできるだけ早い時期に20%を達成するよう鋭意努める	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」(男女共同参画推進本部決定) →男女共同参画2000年プランにおいても同等の目標設定。	15.5%	平成12年3月末に女性委員割合が20.4%となり、当面の目標を一年早く達成	平成8年3月末に「15%」の目標が達成されたことを受け、平成8年5月の推進本部決定により新たな目標が設定された。
平成12年8月	平成17年(西暦2005年)度末までのでできるだけ早い時期に、ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である「30%」を達成するよう鋭意努める	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」(男女共同参画推進本部決定) →男女共同参画基本計画においても同等の目標設定。	20.4%	平成17年9月末に女性委員割合が30.9%となり、当面の目標を半年早く達成	平成12年3月末に「20%」の当面目標を期限より1年早く達成した実績を踏まえ、平成12年8月の推進本部決定により新たな目標が設定された。

# 国の審議会等における女性委員登用の目標設定と登用状況

◇過去6回にわたって目標を設定



昭和50年 昭和51年 昭和52年 昭和53年 昭和54年 昭和55年 昭和56年 昭和57年 昭和58年 昭和59年 昭和60年 昭和61年 昭和62年 昭和63年 昭和64年 昭和65年 昭和66年 昭和67年 昭和68年 昭和69年 昭和70年 昭和71年 昭和72年 昭和73年 昭和74年 昭和75年 昭和76年 昭和77年 昭和78年 昭和79年 昭和80年 昭和81年 昭和82年  
 平成1年 平成2年 平成3年 平成4年 平成5年 平成6年 平成7年 平成8年 平成9年 平成10年 平成11年 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年

- ①昭和52年6月本部決定 目標値:10%。(現状2.8%)
- ②昭和58年幹事会申し合わせ 目標値:原則各審議会に新たに1名等今後とも10%。  
(現状4.8%)
- ③昭和62年5月本部決定 目標値:平成12年までに15%(基本的施策)。  
平成2年度末までに10%(具体的施策)。  
(現状6.3%→平成5年3月末10.4%達成)
- ④平成3年5月本部決定 目標値:平成12年における飛躍的上昇(基本政策)。  
平成7年度末に15%。(具体的施策)  
(現状9.0%→平成8年3月末15.5%達成)
- ⑤平成8年5月本部決定 目標値:当面平成12年度末までに20%  
(現状15.5%→平成12年3月末20.4%達成)
- ⑥平成12年8月本部決定 目標値:平成17年度末までに30%。  
(現状20.4%→平成17年9月末30.9%達成)

## 地方公共団体における目標設定の状況と女性委員比率

都道府県 政令都市	目標値	(目標期限)	審議会等数	うち女性委員を 含む審議会等 数	審議会委員総 数に占める女 性比率(%)
北海道	30%	(平成19年度末までのできるだけ早い時期に)	144	132	24.8
青森県	50%	(平成18年度まで)	78	72	35.3
岩手県	50%	(平成22年度まで)	72	68	28.9
宮城県	40%	(平成22年度まで)	87	85	32.1
秋田県	50%	(平成22年度まで)	186	168	30.1
山形県	30%	(平成17年度まで)	85	76	28.1
福島県	33.3%	(平成22年度まで)	66	65	33.1
茨城県	30%	(平成17年度まで)	62	61	25.9
栃木県	35%	(平成17年度まで)	67	60	27.2
群馬県	33.3%	(平成17年度まで)	105	95	26.0
埼玉県	40%	(平成22年度まで)	74	73	29.0
千葉県	30%	(平成17年度まで)	144	137	26.3
東京都	35%	(期限無し)	156	123	21.7
神奈川県	35%	(平成19年度末まで)	95	95	29.0
新潟県	30%	(平成17年度まで)	68	63	26.9
富山県	30%超	(平成17年度末まで)	91	88	29.3
石川県	30%	(平成17年度まで)	116	110	28.0
福井県	30%	(平成17年度まで)	129	121	28.2
山梨県	33.3%	(平成18年度まで)	87	64	31.3
長野県	35%	(平成17年度まで)	53	42	26.7
岐阜県	35%	(平成20年度まで)	189	165	30.4
静岡県	35%	(平成22年度まで)	84	71	25.2
愛知県	30%	(平成17年度まで)	62	60	30.7
三重県	40%	(平成18年度まで)	82	76	29.6
滋賀県	30%	(平成22年度まで)	107	101	30.5
京都府	33.3%	(平成17年度まで)	88	88	32.3
大阪府	3分の1	(平成17年度末まで)	74	74	33.4
兵庫県	30%	(平成17年度まで)	200	185	29.2
奈良県	30%	(平成17年度まで)	144	118	27.2
和歌山県	30%	(平成17年度まで)	104	99	28.4
鳥取県	40%	(平成17年度まで)	68	50	42.3
島根県	40%	(平成17年度まで)	72	63	38.5
岡山県	30%	(平成17年度まで)	89	89	28.9
広島県	30%	(平成17年度まで)	45	45	29.5
山口県	30%	(平成18年度まで)	61	51	28.5
徳島県	40%	(平成17年度まで)	57	55	36.2
香川県	40%	(平成22年度まで)	54	52	27.1
愛媛県	40%	(平成22年度まで)	118	115	34.7
高知県	均衡	(平成22年度まで)	127	117	34.7
福岡県	35%	(平成17年度まで)	101	101	34.9
佐賀県	30%	(平成18年度まで)	121	114	29.6
長崎県	30%	(平成21年度まで)	53	51	25.6
熊本県	30%	(平成17年度まで)	164	162	30.5
大分県	30%	(平成17年度まで)	97	89	27.6
宮崎県	50%	(平成21年度まで)	89	85	31.7
鹿児島県	35%	(平成22年度まで)	96	93	29.7
沖縄県	30%	(平成23年度まで)	127	122	26.6
計					29.8
札幌市	40%	(平成24年度まで)	117	108	30.3
仙台市	35%	(平成20年度まで)	117	108	29.2
千葉市	30%	(平成22年度まで)	129	90	23.7
横浜市	35%	(平成18年度まで)	134	100	32.4
川崎市	35%	(平成20年度まで)	207	186	27.4
名古屋市	40%	(平成22年度まで)	94	84	28.7
京都市	35%	(平成22年度までに男女いずれの割合も少なくとも)	160	148	27.7
大阪市	35%	(平成17年度まで)	56	56	31.5
神戸市	30%	(平成19年度まで)	95	75	28.4
広島市	35%	(平成22年度まで)	106	73	29.2
福岡市	35%	(平成22年度まで)	189	177	29.7
北九州市	40%	(平成20年度まで)	100	87	29.5
さいたま市	35%	(平成20年度まで)	178	147	23.3
静岡市	30%	(平成20年度まで)	106	87	24.4
計					28.2
合計					29.5

\*注1 平成17年4月1日現在。(事情により一部異なる調査年月のものもある。)

## 審議会等へ女性を登用するための諸外国の取組例

## 〔ゴール・アンド・タイムテーブル方式〕

## ○ 韓国

- ・ 各種委員会への女性の登用につき、2005年までの目標率であった30%を2002年に前倒して実現。
- ・ 第2次「女性政策基本計画」(2003～2007年)においては、さらに目標率が40%に上げられ、2007年までの実現を目指している。
- ・ 現在政府(女性部と中央人事委員会)は、政府の各種政策決定過程への女性参加を促進するために、各分野で活動している女性達の経歴・能力等に関する「女性人材データベース」を構築・運用している。

(参考) 1995年制定された女性発展基本法第15条1項は「国家及び地方自治体は各種委員会等政策決定過程への女性の参加を拡大するための方策を講じなければならない」と定めている。

## ○ EU

- ・ 欧州委員会内の組織の一つである専門委員会や専門家グループのメンバー構成比について、男女それぞれ少なくとも40%という目標を設定。加盟国に対して男女それぞれの候補者を提示するよう要請している。
- ・ 欧州委員会は、科学・研究部門におけるパネル、諮問委員会、フェローシップ・プログラムにおいて、最低40%を女性とする目標値を設定。

## 〔クォータ制(割当制)〕

## ○ ドイツ

- ・ 1994年に「女性と男性の同権の実現のための法律(第2次同権法)」が制定された。この法律には、「連邦の影響領域にある委員会における女性及び男性の任命及び派遣に関する法律(連邦委員会構成法)」が含まれている。
- ・ 同法は、公の委員会等における男女の同権の参加を目指して努力することを目的としており、割り当てられるポストのそれぞれについて女性1名、男性1名を指名又は推薦すること義務づけている(二重指名)。また、任命の際には、男女の同権の参加を目標として女性及び男性を考慮しなければならないこととされた。

## (参考文献)

- ・ 国立国会図書館調査立法考査局「『外国の立法』33巻4・5・6号」(平成7年4月)
- ・ 男女共同参画局委託調査「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」
- ・ 『世界のポジティブ・アクション』(東北大学出版会、2004年)
- ・ EUの男女均等政策(日本評論社、2004年)
- ・ 柳赫秀「韓国におけるアファーマティブ・アクション措置」

(注) 各国の法律の邦題は、「『外国の立法』33巻4・5・6号」の訳によっている。

## 女性委員が増加したことによる効用

平成 18 年 1 月に内閣府男女共同参画局が各府省に対して、各審議会等において女性委員が増加したことによる効用について尋ねたところ、103 審議会中 46 審議会が、効用があったと回答した。主な意見は以下のとおり。

## (幅広い意見が増加)

- 幅広い視点から活発な議論が行われるようになった。
- 幅広い視野や経験・見識等を審議に反映できるようになった。
- 委員からの意見が幅広く多様なものになり、議論に厚みをもたらした。
- 幅広い視野を有する委員の参加により、バランスの取れた答申を行えるようになった。
- 審議会の調査審議内容を幅広くきめ細かな問題意識に支えられたものとする上で効用があった。
- 国の施策の重要事項を調査審議する審議会においては様々な立場からの意見をいただくことが望ましく、女性委員が増えたことによって、より広い分野からの意見をいただけるようになった。
- 女性委員の中には、大学教授や企業役員だけでなく、作家、異文化コミュニケーターといった職に就いている者もあり、通常ではなかなか体験できない経験に基づく独特の視点からの意見、批評を提示いただいている。

## (女性の視点からの意見が増加)

- 女性（働く女性・主婦）としての立場や考え方の意見が増えた。
- 「育児と仕事の両立」等、女性ならではの視点を議論に取り入れる事ができるようになった。
- 女性の参画の現状の問題点などを、経験・体験から提議していただけるようになった。
- 雇用形態の多様化や、少子化の急速な進展など経済社会の構造変化に対応した制度を調査審議するに当たり、女性の視点からの意見等が増え、議論が活性化してきており、男女共同参画社会の形成の促進にも寄与している。
- これまで各委員それぞれ専門的な分野からの発言が主であったが、女性委員が増えたことにより、専門的知見のほかに女性（主婦）としての立場からの発言や指摘も多くみられるようになり、多様な議論が展開されるようになった。
- 女性研究者の活躍促進のための取組に関する情報が得られやすくなり、施策立案の参考になっている。
- 女性の視点からみた、生活・文化・芸術等に関する貴重な意見が増えた。



(消費者・国民としての意見が増加)

- 消費者、利用者の視点からの意見をいただけるようになった。
- 一般消費者の視点で率直な発言がなされることから、審議会の議論が活性化されている。
- 生産者サイドの意見に偏りがちな議論を、女性委員の意見により議論の方向を修正できた。
- これまで技術的な視点に限定されがちであった議論に、生活者の視点が加わったことで、より国民の目線に立った議論が行われるようになった。
- 専門的見地からの意見のみならず、一般消費者としての視点からの意見も多数出され、国民にとってわかりやすくかつ有益な議論が展開されてきている。
- ともしれば議論が男性的な視点に偏りがちであったが、広く全国民的な視点に立った議論が行われるようになった。
- 経済観念や生活に密着した意見、生命に対する愛情や自然の美しさに対する感受性の高い意見の表明が増え、各種基本計画の内容の幅が広がった。
- 白書の作成に当たって、主婦、一般消費者また母親の視点に立った発言が得られ、白書をより一般国民にとってわかりやすく親しみやすい内容とすることができた。

(その他)

- 会議の雰囲気や和やかになった。
- 説明側がより分かり易い説明を心がけるようになってきた。
- 女性委員を登用することにより、専門分野の女性の人材育成等に効果があると思われる。

※ 女性委員の増加による効用は特にないと回答・・・44 審議会

女性委員の増加による効用は不明又は効用の特定は困難と回答・・・4 審議会

審議会発足当初から女性委員数は増加していない等と回答・・・9 審議会

なお、効用は特にないとす主な理由は以下のとおり。

- 委員の選任は、審議内容に関する専門知識、経験を基に行っているため、男女の性別による差異は見られず、審議内容等に対する影響は特にない。
- 政策提言型のように様々な分野等から幅広く意見を求める性格のものではなく、法施行型の審議会であるため、具体的な効用は特にない。

## 女性委員の登用に当たって苦労している点

平成 18 年 1 月に内閣府男女共同参画局が各府省に対して、女性委員の登用に当たって苦労している点について尋ねたところ、103 審議会中 88 審議会が、女性委員の登用に当たって苦労していると回答した。主な意見は以下のとおり。

## (女性委員の登用に当たって苦労している点)

- 審議内容に関する知識・経験を有する女性専門家が少ない。(約 75 審議会が回答)
- 女性専門家は少ないため、就任要請をしても審議会の兼職制限規定(上限 4)に触れてしまったり、「多忙」を理由に断られてしまう。(約 20 審議会が回答)
- 団体推薦委員について、団体の代表者に女性がいないため、女性を推薦していただけない。
- 審議会委員の大半が職務指定委員であるため、女性委員の就任を要請できない。
- 審議会委員に相応しい女性専門家に関する情報が少ない。
- 公募制を導入しているが、応募者は圧倒的に男性が多く同じ条件で選考するのが難しい。
- 一定程度以上の知見を有し、審議会等の場でも物怖じせず自分自身の意見を表明できる女性がなかなか見つからない。
- それぞれの分科会に本委員から選定された分科会長及び分科会長代理を置いているため、人数の上限が定められている本委員のうち大部分について、分科会で座長を務めるだけの権威ある人材を登用しておく必要があるが、座長にふさわしい女性専門家を見出すことは非常に困難であり苦労している。

## (その他)

- 産業界・学会・消費者のそれぞれの分野から委員を選出しているが、女性委員は消費者代表に多い。消費者サイドの男性委員の確保が長期的な課題。
- 女性専門家が少ないことや兼職制限規定から、女性委員登用に時間と労力がかかる状況にあることから、女性委員比率の縛りが過度にきつくなると、女性比率を達成するため委員としてふさわしくない方を委嘱せざるを得なくなる、という懸念がある。

## 審議会等委員への公募制の導入状況

103 審議会等中、既に委員公募制を導入しているのは、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、水産政策審議会の3 審議会のみ（いずれも農林水産省）。

### 1. 食料・農業・農村政策審議会

（本委員）

#### ① 導入時期

- ・ 平成13年1月の委員改選時より導入。

#### ② 募集、選考方法

- ・ 募集要領のプレスリリース、ホームページ、広報誌への掲載、都道府県や農業団体等への協力依頼等により募集。
- ・ 応募者は、決められた複数のテーマの中から1つを選択し、意見・提言を1200字以内でまとめ提出する。
- ・ 農林水産省内に設置する選考委員会において選考。

#### ③ 登用実績

- ・ 平成13年1月：委員30名中3名（男性2名、女性1名）を公募から採用
- ・ 平成15年1月：委員21名中4名（男性2名、女性2名）を公募から採用
- ・ 平成17年7月：委員20名中3名（男性2名、女性1名）を公募から採用

（消費・安全分科会臨時委員）

#### ① 導入時期

- ・ 平成17年度臨時委員改選の際、導入。

#### ② 募集、選考方法

- ・ 4つの専門分野（農芸化学・化学・食品化学、獣医学・畜産学、農学・生物学、社会心理学・社会科学）に関して専門的な知見を有する者を募集。
- ・ 募集要項をホームページ等に掲載することにより募集。
- ・ 研究業績、主要論文等をもとに選考。

#### ③ 登用実績

- ・ 4名（男性4名）を採用

### 2. 農林物資規格調査会

#### ① 導入時期

- ・ 平成14年より導入。

#### ② 募集、選考方法

- ・ プレスリリース、ホームページ、広報誌への掲載等により募集。
- ・ 応募者は、800字の小論文を提出する。

③ 登用実績

- ・ 平成14年：本委員1名（女性）、専門委員1名（女性）を採用
- ・ 平成16年：専門委員2名（女性2名）を採用

3. 水産政策審議会

① 導入時期

- ・ 平成15年7月より導入。

② 募集、選考方法

- ・ 平成15年2月にプレスリリース、ホームページで募集。
- ・ 応募者は、4つのテーマから1つを選択し、意見・提言等を1200字にまとめ提出する。

③ 登用実績

- ・ 平成15年7月：4名の委員（男性2名、女性2名）を採用。